

議 事 録

令和 8 年度 第 2 回堺市いじめ防止等対策推進委員会	
開催日時	令和 8 年 6 月 29 日（月）19:00～20:30
開催場所	堺市役所 20 階 第 1 特別会議室 【オンライン含む】
出席委員	井出委員、奥野委員、種橋委員、岡田委員、角田委員 （欠席委員：新井委員長） 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例 第 6 条 3 により、井出委員が委員長の職務を代理
事務局職員	富岡教育監 百田学校教育部長 岩井学校教育部理事 生徒指導課 中森課長、村垣主任指導主事、木嶋主任指導主事、降井主任指導主事、中村指導主事
意見交換案件	堺市いじめ防止基本方針の改定について

< 意見交換案件 >

資料 1 について

改定構成案について

- 構成は整理され分かりやすくなっており、児童生徒や保護者の意見聴取が明確になった。
- 「平時からの備え」は第 2 章との重複があるため位置付けの整理が必要。
- 予防だけでなく早期発見・早期対応を明確に示した方がよい。
- 重大事態発生時の初期対応や学校の対応の在り方を示す必要がある。
- 市民にも理解しやすい表現へ改める必要がある。

資料 2 について

改定案 第 2 1 学校 について

- 基本理念と学校の具体的取組が関連付くよう記載すべきである。
- SC・SSW の役割を明確化し、コンサルテーション機能を示すことが重要である。
- 図表やイラスト等を活用し、市民に分かりやすい構成とすることが望ましい。
- 専門用語や行政用語は分かりやすい表現に見直すべきである。
- 情報モラル教育等の用語も現代的で分かりやすい表現を検討する。

資料 4 について

児童生徒からの意見聴取について

- 生徒会の集いを活用した意見聴取の流れは概ね妥当である。
- 子どもたちの意見が基本方針へ反映されることを事前に伝えることが重要である。
- 生徒会役員だけでなく、より多くの児童生徒が意見を表明できる機会を検討すべきである。
- 継続的に児童生徒の意見を聴取する仕組みについても検討が必要である。